

津山市加入保険の概要

加入対象施設	津山市勝北文化センター
--------	-------------

津山市が加入中の保険についての概要は、次のとおりです。募集要項及び仕様書に定める指定管理者の責任分担に対して、適切な範囲で保険等に加入してください。

(1) 建物の火災保険等

市の建物等の偶然的事故による損害に対する保険です。

- ① 保険の名称 全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」
- ② 保険の対象 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、車両の衝突・接触、集団示威行動に伴う暴行、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れ
- ③ その他 免責条項など詳しくは、説明会時に配布する「市有物件ガイドブック」を参考にしてください。

(2) 損害賠償保険

- ① 保険の名称 全国市長会「市民総合賠償補償保険」
- ② 保険の概要 賠償責任保険と補償保険とから構成されています。(下記参照)
- ③ その他 詳しくは、説明会時に配布する「市民総合賠償補償保険ガイド」を参考にしてください。

賠償責任保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払うもの。

※ 賠償責任保険については、指定管理者を被保険者としてみなすことができます。ただし、指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、保険の対象外となります。

【賠償責任保険の支払限度額】

- ① 身体事故について

1名につき	1億円
1事故につき	10億円
- ② 財物事故について

1事故につき	2,000万円
--------	---------

補償保険

市主催行事参加中や市管理下のボランティア活動中の事故により被災した住民に対する見舞金などに充てる保険金を支払うもの。

※ 補償保険については、指定管理者には適用されません。

【補償保険の内容】

- ① 死亡・後遺障害保険金
 - 死亡 100万円まで
 - 後遺障害 程度に応じて死亡保険金の4～100%
- ② 入院・通院補償保険金
 - 入院日数に応じて1万円～15万円
 - 通院日数に応じて1万円～6万円（6日目から支払対象）